

■ バリアフリー化の基本的な考え方

バリアフリー化の整備を進める際は、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関、道路、建築物等の整備を実現していくことを目標とします。

各施設設置管理者は、移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準への適合を図るものとします。

■ 教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

令和2年（2020年）5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリーに関する事業である「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリー化に向けた各種啓発・広報活動及び幅広い教育活動等の推進に努めることとされています。

また、事業者・施設設置管理者は、高齢者、障害者等に対して、適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練に努めることとされています。

中区バリアフリー基本構想では、教育啓発特定事業として、「移動等円滑化を図るために必要な教育訓練・啓発活動の実施等」を位置づけています。

■ 基本構想作成後の事業推進にあたって

- ◆横浜市、事業者、市民は、互いに協力して、円滑な事業の推進に努めることとします。
- ◆横浜市は、事業者及び高齢者、障害者等の情報交換・意見交換の促進に努めることとします。
- ◆事業者は、特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者、障害者等の意見を反映させるよう努めることとします。
- ◆市民は、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーの心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとします。
- ◆横浜市は、事業の進捗管理や事業評価を継続して実施していくこととします。
- ◆横浜市と事業者は連携して、事業の進捗状況及びバリアフリー化された施設の位置や利用案内について、広報に努めることとします。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行います。

《お問い合わせ先》

■横浜市 道路局 計画調整部 企画課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
TEL：045-671-4086 FAX：045-651-6527 E メール：do-barrierfree@city.yokohama.jp

■横浜市中区役所 総務部 区政推進課 まちづくり調整担当（6階 63番窓口）
〒235-0016 横浜市中区日本大通35番地 中区役所本館6階
電話：045-224-8128 FAX：045-224-8214 E メール：na-kusei@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、中区役所区政推進課及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

横浜市中区バリアフリー基本構想 🔍 検索

二次元コードからも閲覧できます

発行 横浜道路局・中区役所 令和4年（2022年）6月



■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者、障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される中区部会を設置し、検討を進めました。

中区部会

第1回中区部会【令和2年（2020年）10月14日】

- バリアフリー法や基本構想の内容把握
- 地区の現状把握
- 重点整備地区、生活関連施設や生活関連経路等の検討
- まちあるき点検の企画 など

←…まちあるき点検・ワークショップ（7コース、全3回）
①JR桜木町駅・地下鉄桜木町駅・馬車道駅
②JR関内駅・伊勢佐木長者町駅
③地下鉄関内駅・日本大通り駅
（①R2.11.27 ②R2.12.7 ③R2.12.10実施）

←…バリアフリー情報募集
【令和2年（2020年）12月1日～
令和3年（2021年）1月29日】

第2回中区部会【令和3年（2021年）11月15日】

- まちあるき点検結果等の整理
- 地区の課題と対応策の検討

←…事業者との調整

第3回中区部会【令和4年（2022年）3月17日】

- 基本構想原案の提案

基本構想原案確定

←…法に基づく事業者との協議

基本構想作成 令和4年（2022年）6月

各事業者は、基本構想に基づいて特定事業計画を作成し、原則、令和9年度（2027年度）までを目標に事業を実施

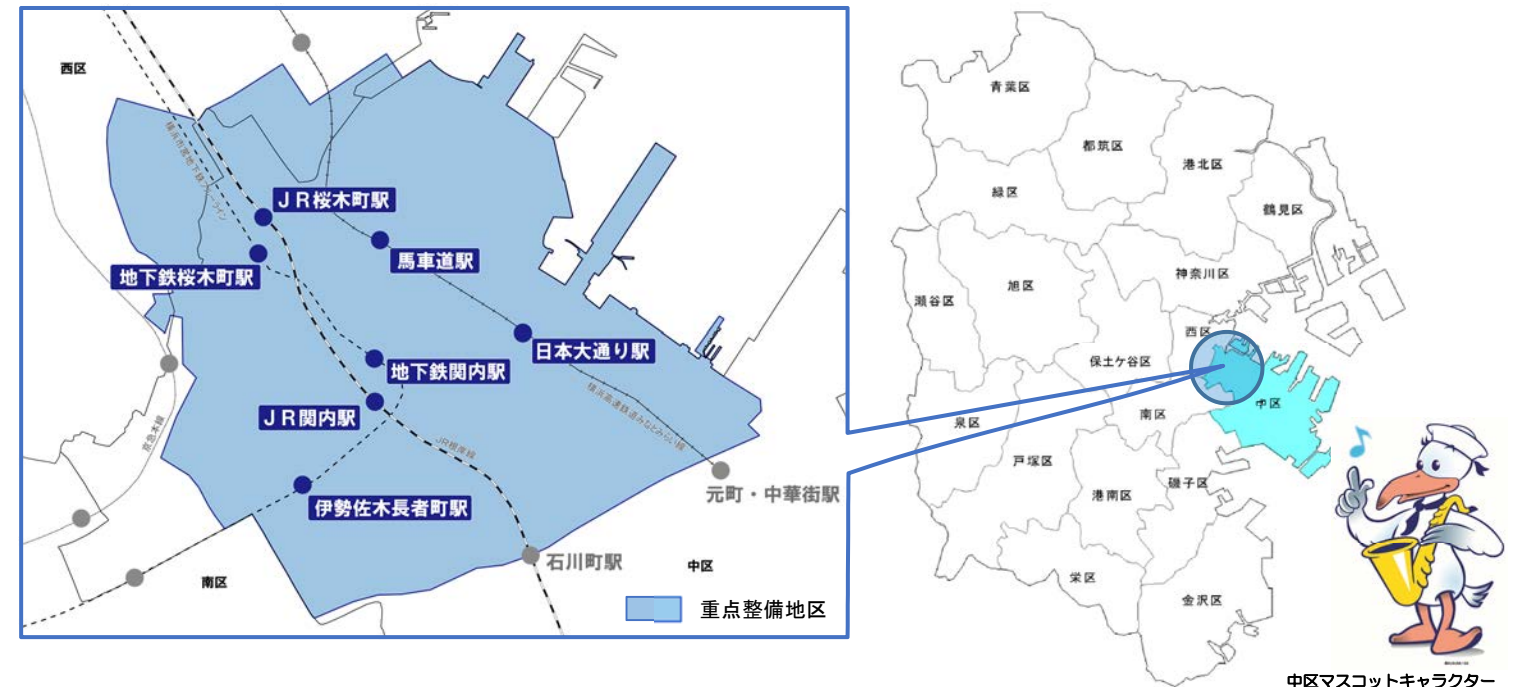
中区バリアフリー基本構想

概要版

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

横浜市では、平成28年度（2016年度）末に各区1地区で基本構想の作成が完了し、現在は、2巡目として、作成済み地区の見直し（スパイラルアップ）も含めて、区ごとに区内の複数の駅周辺で検討し、1つの基本構想として作成しています。中区では、平成16年（2004年）8月に「関内駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。

今回、関内駅周辺地区の見直しに加えて、重点整備地区の範囲を、桜木町駅、馬車道駅、日本大通り駅、伊勢佐木長者町駅周辺まで拡張した、新たな基本構想の検討を進め、「中区バリアフリー基本構想」を作成しました。



参考

◆バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区^{*1}）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。

基本構想では、重点整備地区、生活関連施設^{*2}、生活関連経路^{*3}及び特定事業^{*4}を定めます。

なお、基本構想作成後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、原則、基本構想作成から概ね5年後を目標に事業を実施することになります。

※1「重点整備地区」

生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

※2「生活関連施設」

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設

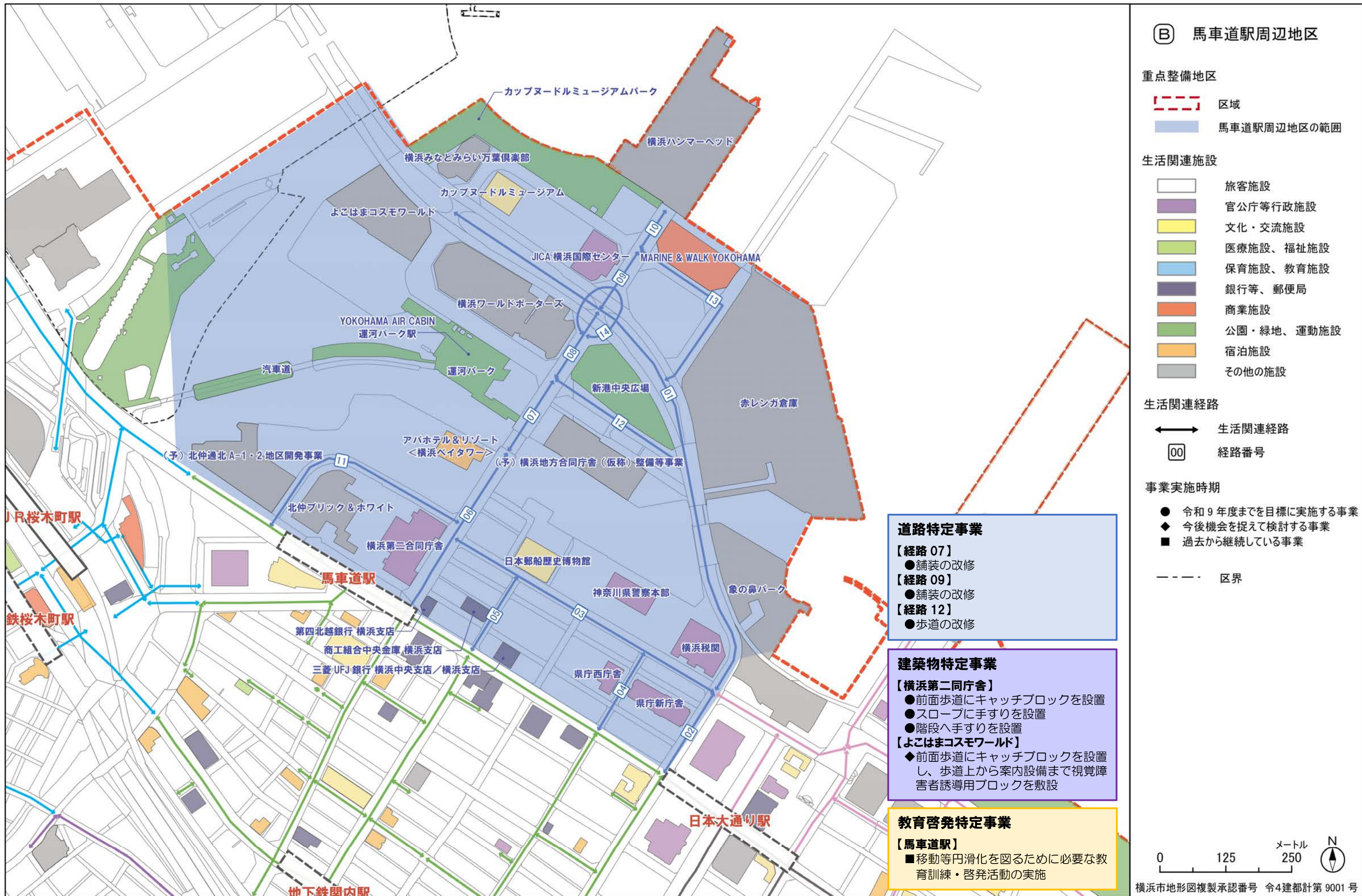
※3「生活関連経路」

生活関連施設間を結ぶ経路

※4「特定事業」

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの





Ⓑ 馬車道駅周辺地区

重点整備地区
 区域
 馬車道駅周辺地区の範囲

生活関連施設
 旅客施設
 官公庁等行政施設
 文化・交流施設
 医療施設、福祉施設
 保育施設、教育施設
 銀行等、郵便局
 商業施設
 公園・緑地、運動施設
 宿泊施設
 その他の施設

生活関連経路
 生活関連経路
 経路番号

事業実施時期
 ● 令和9年度までを目標に実施する事業
 ◆ 今後機会を捉えて検討する事業
 ■ 過去から継続している事業
 - - - 区界

道路特定事業
 【経路07】
 ● 舗装の改修
 【経路09】
 ● 舗装の改修
 【経路12】
 ● 歩道の改修

建築物特定事業
 【横浜第二同庁舎】
 ● 前面歩道にキャッチブロックを設置
 ● スロープに手すりを設置
 ● 階段へ手すりを設置
 【よこはまコスモワールド】
 ◆ 前面歩道にキャッチブロックを設置し、歩道上から案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設

教育啓発特定事業
 【馬車道駅】
 ■ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練・啓発活動の実施

0 125 250 メートル
 横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9001号

■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（関内駅周辺1地区）



- 道路特定事業**
- 【経路 02】
 - 視覚障害者誘導用ブロックの配置の見直し
 - 【経路 04】
 - ◆ 歩道の平坦性確保の検討
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
 - 【経路 06】
 - ◆ 歩行空間の改修
 - 【経路 08】
 - 視覚障害者誘導用ブロックの輝度比の確保
 - 視覚障害者誘導用シートを貼付
 - 【経路 11】
 - ◆ 歩道の勾配を改善
 - 【経路 14】
 - 車止め、視覚障害者誘導用ブロックの配置の見直し

- 交通安全特定事業**
- 【経路 11】
 - ◆ 横断歩道にエスコートゾーンを設置

- 建築物特定事業**
- 【旧第一銀行横浜支店】
 - 前面歩道にキャッチブロックを設置
 - 【関内駅南口公衆トイレ】
 - ◆ 前面歩道にキャッチブロックを設置し、歩道上から案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設
 - ◆ 触知案内板を設置
 - 【横浜市役所】
 - 自動ドア前の音声誘導案内にインターホンの設置場所情報を追加
 - 【横浜市開港記念会館】
 - ◆ 車いす用出入口の案内サインの設置場所・デザイン等の見直しを実施
 - 【横浜中年金事務所】
 - ◆ 前面歩道にキャッチブロックを設置
 - 【横浜銀行 関内支店/伊勢佐木町支店】
 - 前面歩道にキャッチブロックを設置
 - 【横浜信用金庫 本店営業部】
 - スロープ幅員の拡幅
 - 【神奈川中小企業センター内郵便局】
 - 前面歩道の敷地境界から、施設出入口まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設

- 公共交通特定事業**
- 【JR 関内駅(南口)】
 - ◆ 蹴込の設置等、利用しやすい券売機を設置
 - 【地下鉄関内駅】
 - ◆ 駅ホーム上の視覚障害者誘導用ブロックを改修

- 教育啓発特定事業**
- 【JR 関内駅】
 - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練・啓発活動の実施
 - 【地下鉄関内駅】
 - 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練・啓発活動の実施
 - 【横浜市役所】
 - 受付で視覚障害者等への案内サポートを実施
 - 思いやりエレベーターの案内表示やスタッフによる大型エレベーターへの誘導を実施

◎ 関内駅周辺1地区

重点整備地区

- 区域 (赤い点線)
- 関内駅周辺1地区の範囲 (緑色の塗り)

生活関連施設

- 旅客施設 (白)
- 官公庁等行政施設 (紫)
- 文化・交流施設 (黄)
- 医療施設、福祉施設 (緑)
- 保育施設、教育施設 (青)
- 銀行等、郵便局 (茶)
- 商業施設 (赤)
- 公園・緑地、運動施設 (草緑)
- 宿泊施設 (オレンジ)
- その他の施設 (グレー)

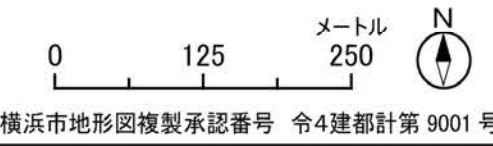
生活関連経路

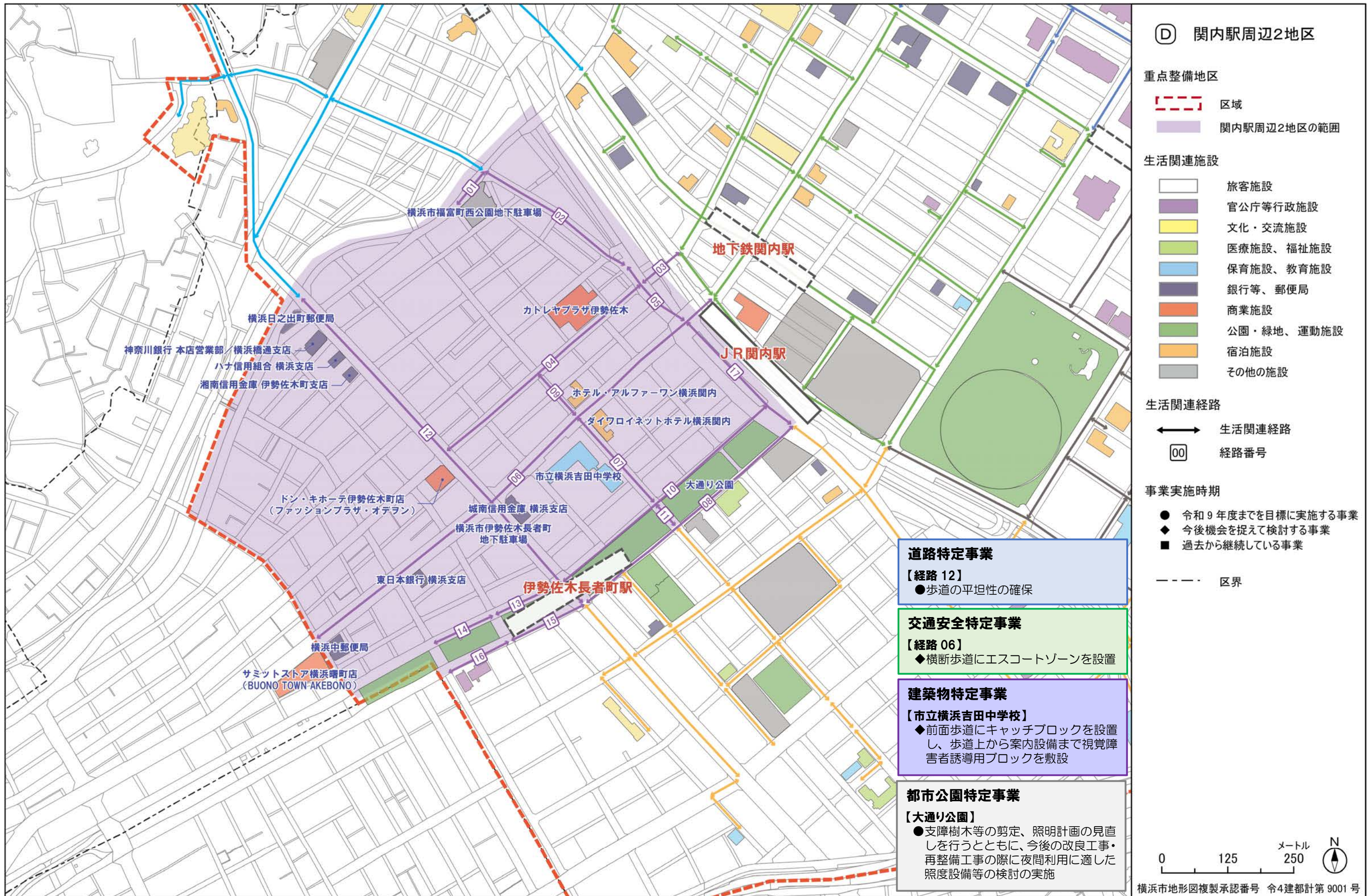
- 生活関連経路 (黒い矢印)
- 経路番号 (00)

事業実施時期

- 令和9年度までを目標に実施する事業
- ◆ 今後機会を捉えて検討する事業
- 過去から継続している事業

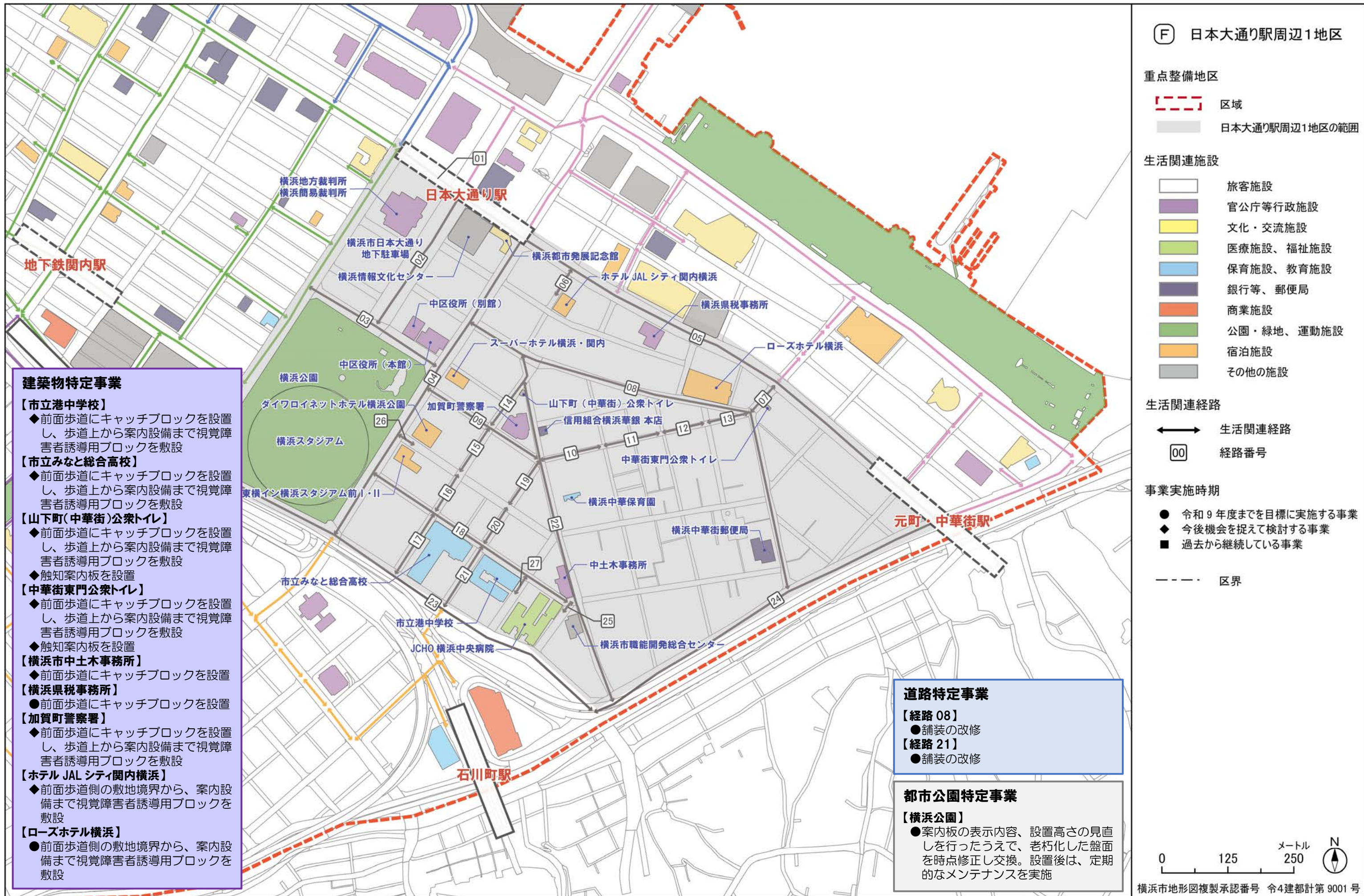
--- 区界





■ バリアフリー化を図る施設及び経路と特定事業の内容（伊勢佐木長者町駅周辺地区）





ⓕ 日本大通り駅周辺1地区

重点整備地区
 区域 (Red dashed line)
 日本大通り駅周辺1地区の範囲 (Grey shaded area)

生活関連施設
 旅客施設 (White)
 官公庁等行政施設 (Purple)
 文化・交流施設 (Yellow)
 医療施設、福祉施設 (Light Green)
 保育施設、教育施設 (Blue)
 銀行等、郵便局 (Dark Purple)
 商業施設 (Orange)
 公園・緑地、運動施設 (Green)
 宿泊施設 (Light Orange)
 その他の施設 (Grey)

生活関連経路
 生活関連経路 (Double-headed arrow)
 経路番号 (00 in a box)

事業実施時期
 ● 令和9年度までを目標に実施する事業
 ◆ 今後機会を捉えて検討する事業
 ■ 過去から継続している事業
 - - - 区界

建築物特定事業

- 【市立港中学校】
◆ 前面歩道にキャッチブロックを設置し、歩道上から案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設
- 【市立みなと総合高校】
◆ 前面歩道にキャッチブロックを設置し、歩道上から案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設
- 【山下町(中華街)公衆トイレ】
◆ 前面歩道にキャッチブロックを設置し、歩道上から案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設
◆ 触知案内板を設置
- 【中華街東門公衆トイレ】
◆ 前面歩道にキャッチブロックを設置し、歩道上から案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設
◆ 触知案内板を設置
- 【横浜市中土木事務所】
◆ 前面歩道にキャッチブロックを設置
- 【横浜県税事務所】
● 前面歩道にキャッチブロックを設置
- 【加賀町警察署】
◆ 前面歩道にキャッチブロックを設置し、歩道上から案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設
- 【ホテル JAL シティ関内横浜】
◆ 前面歩道側の敷地境界から、案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設
- 【ローズホテル横浜】
● 前面歩道側の敷地境界から、案内設備まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設

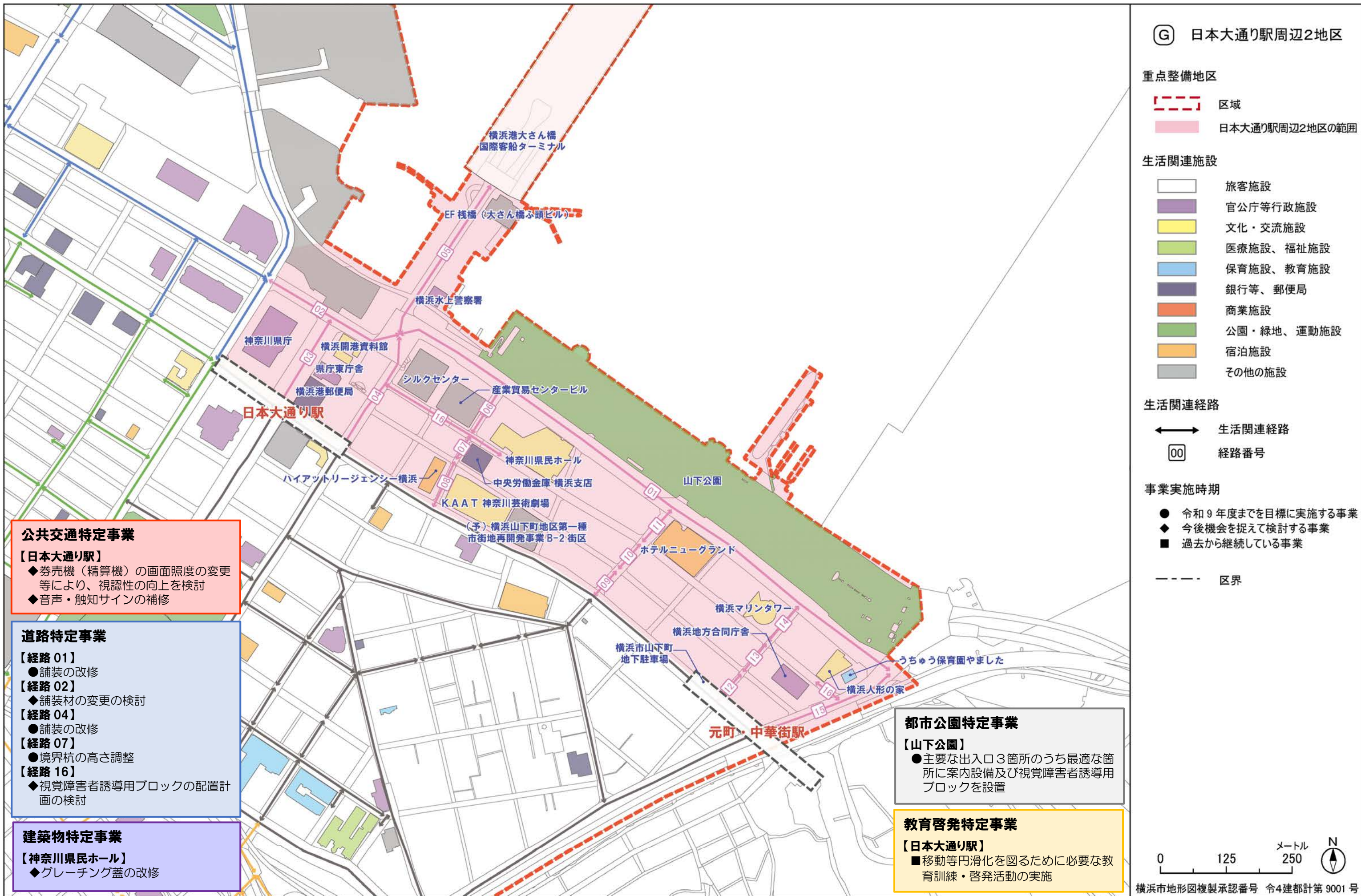
道路特定事業

- 【経路 08】
● 舗装の改修
- 【経路 21】
● 舗装の改修

都市公園特定事業

- 【横浜公園】
● 案内板の表示内容、設置高さの見直しを行ったうえで、老朽化した盤面を時点修正し交換。設置後は、定期的なメンテナンスを実施

メートル
 0 125 250
 横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9001号



Ⓒ 日本大通り駅周辺2地区

重点整備地区

- 区域
- 日本大通り駅周辺2地区の範囲

生活関連施設

- 旅客施設
- 官公庁等行政施設
- 文化・交流施設
- 医療施設、福祉施設
- 保育施設、教育施設
- 銀行等、郵便局
- 商業施設
- 公園・緑地、運動施設
- 宿泊施設
- その他の施設

生活関連経路

- 生活関連経路
- 経路番号

事業実施時期

- 令和9年度までを目標に実施する事業
- 今後機会を捉えて検討する事業
- 過去から継続している事業

区界

公共交通特定事業

- 【日本大通り駅】
- ◆券売機（精算機）の画面照度の変更等により、視認性の向上を検討
 - ◆音声・触知サインの補修

道路特定事業

- 【経路 01】
 - 舗装の改修
- 【経路 02】
 - ◆舗装材の変更の検討
- 【経路 04】
 - 舗装の改修
- 【経路 07】
 - 境界杭の高さ調整
- 【経路 16】
 - ◆視覚障害者誘導用ブロックの配置計画の検討

建築物特定事業

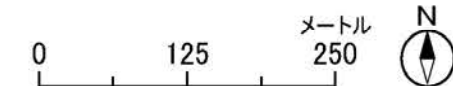
- 【神奈川県民ホール】
- ◆グレーチング蓋の改修

都市公園特定事業

- 【山下公園】
- 主要な出入口3箇所のうち最適な箇所に案内設備及び視覚障害者誘導用ブロックを設置

教育啓発特定事業

- 【日本大通り駅】
- 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練・啓発活動の実施



横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9001号